

第 2 1 号議案

東三河広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、東三河広域連合規約を次のとおり変更するため、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

蒲郡市長 鈴 木 寿 明

東三河広域連合規約の一部を変更する規約

別紙のとおり

提案理由

第 3 期東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に伴い、所要の変更を行うため提案する。

東三河広域連合規約の一部を変更する規約

東三河広域連合規約（平成２７年１月３０日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

第４条第１２号アからエまでを次のように改める。

- ア 東三河住民の交流拡大に関する事。
- イ 東三河の魅力発信に関する事。
- ウ 東三河での就業の理解促進に関する事。
- エ 若者に対するチャレンジの機会提供に関する事。

附 則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。